

京都市告示第158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第2項及び第4項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年5月10日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社ベストパートナー 京都	計画相談支援、 地域移行支援、 地域定着支援	相談支援事業 所てくてく 2630982417	京都市伏見区石田 内里町37-2 グランコート石田 1F	令和6年4月30日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)